

福智町同和問題の早期解決に関する条例

平成 18 年 3 月 6 日

条例第 115 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重大な社会問題である同和問題の早期解決のための基本となる事項を定め、もって差別のない明るい町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の課題)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ、人権侵害に関する行為をしない、かつ、許さないように努めるものとする。

(町の施策の推進)

第 4 条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別をなくすために国及び県と協力して、必要な施策の推進に努めるものとする。

(啓発の充実)

第 5 条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、人権に関する啓発の推進に努めるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。